

令和 7 年 6 月 27 日

報 道 関 係 各 位

沼津市教育委員会

沼津市教育委員会職員の懲戒処分について

1 概要

被処分者は、令和 7 年 2 月 20 日(木)に静岡市内の複数店舗において、枕、Tシャツ等計 10 点 59,908 円相当を窃取した。

この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当するものであり、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号により懲戒処分とした。

2 処分

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 所属・職 | 教育委員会事務局学校施設課
調理師（40 代） |
| (2) 処分年月日 | 令和 7 年 6 月 27 日 |
| (3) 処分内容 | 免職 |

問い合わせ先
沼津市教育委員会事務局
教育企画課
電話 055-934-4821

職員の懲戒処分に係る教育長コメント

本日、本市教育委員会職員による非違行為に対し、厳正に調査した結果、同職員を懲戒免職といたしました。このことは、極めて深刻で許されることのない事態であり、市民の皆様に対しまして、心より深くお詫び申し上げます。

本市教育委員会では、度重なる不祥事の発生を受け、教育委員会職員に対し、法令順守や服務規律の確保について指導、注意喚起を行うなど、公務員としての自覚を強く促してきた最中に、このような不祥事が発生し、皆様からの信頼を大きく損なう事態となってしまったことは痛恨の極みです。

今後、二度とこのようなことがないよう、綱紀粛正及び法令順守を徹底し、信頼回復に努めてまいります。